

早わかり道路交通法〔改訂版〕補足

平成25年から27年に施行された改正法令のうち、主な内容について以下で補足します。

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年6月14日法律第43号）

<25年12月1日施行分>

12頁 軽車両の路側帯通行に関する規定の整備

自転車等の軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとされた（法第17条の2）。

罰則：路側帯の右側通行をした場合は、通行区分違反として、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金となる（法第119条）。

15頁～16頁 自転車の検査等に関する規定の新設

警察官は、内閣府令で定める基準に適合するブレーキを備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる自転車が通行しているときは、停止させてブレーキを検査できることとされた。さらに、危険を防止するために必要な応急措置を命じ、応急措置では必要な整備ができない場合は、その自転車を運転しないよう命ずることができることとされた（法第63条の10。「児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項」は法第63条の11に繰り下げ）。

罰則：停止・検査の拒否や、応急措置命令に従わない等の違反は、5万円以下の罰金（法第120条第1項第8号の3、第8号の4）

50頁、52頁、142頁 無免許運転等に対する罰則の引上げ

無免許運転、無免許運転の下命・容認者及び偽りその他不正の手段により免許証等の交付を受けた者に対する罰則を引き上げることとされた。

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第117条の2の2第1号、第8号、第11号）

50頁、52頁 無免許運転幫助行為に対する罰則の新設

従来、無免許運転の禁止規定であった法第64条を同条第1項とし、無免許運転の幫助行為を禁止する第2項と第3項が追加された。

罰則：無免許運転を行うおそれがある者に対し、自動車等を提供すると、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第117条の2の2第2号）

自動車等の運転者が免許を受けていないことを知りながら、その運転者に自動車等を運転して自己を運送することを要求・依頼して同乗すると、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第117条の3の2第1号）

※ 酒気帯び運転の罰則は、法第117条の2の2第3号に繰り下げ

<26年6月1日施行分>

57頁 放置違反金の収納事務の委託に関する規定の整備

都道府県は、放置違反金の収納の事務については、収入の確保及び納付命令を受けた者の納付の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人（コンビニ等）に委託することができることとされた（法第51条の16）。

95頁～109頁、113頁～123頁、134頁～135頁 一定の病気等に係る運転者対策の推進

○ 病気の症状に関する質問制度及び虚偽回答に対する罰則の整備

公安委員会は、免許の取得・免許証の更新をしようとする者に対して、「一定の病気等」に該当するかどうかを判断するため、質問票を交付することとされた。質問票を受けた者は、それに答えて、公安委員会に提出しなければならない。

また、既に免許を取得している者に対して、「一定の病気等」に該当するかどうか調査が

必要であるときは、必要な報告を求めることができることとされた（法第89条、第101条、第101条の2、第101条の5、第107条の3の2）。

罰則：虚偽の回答や報告をした場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科される（法第117条の4）。

○ 医師による任意の届出制度

医師は、診察した患者が「一定の病気等」に該当すると認められ、その患者が運転免許保有者であると知ったときは、当該診察結果を公安委員会に届け出ることができることとされた。なお、医師の守秘義務に関する法律の規定は、本届出には適用されない。

また、医師が「一定の病気等」と診察した者の免許の有無を公安委員会に照会することができることとされた（法第101条の6）。

○ 免許の効力の暫定停止制度

公安委員会は、交通事故等の状況や医師の診断により、「一定の病気等」のいずれかに該当すると疑われる場合は、3月を超えない範囲内の期間を定めて、暫定的に免許の効力を停止することができることとされた。この期間内に、公安委員会は医師による臨時適性検査を実施する（法第104条の2の3、平成26年3月14日政令第63号による改正後の令第39条の2）。

○ 再取得に係る試験の一部免除

「一定の病気」に該当することを理由として免許を取り消された日から起算して3年を経過していない者が、病状が快復し、運転免許を再取得する場合は、「特定取消処分者」として、やむを得ない事情による失効後の再取得手続と同様に学科試験・技能試験が免除されることとされた。

ただし、

- ・ 免許申請時や更新時に提出した質問票等に虚偽の回答をした者
- ・ 一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けたため、違反行為等を理由とする免許の取消しを受けなかった者（例えば、病気で取消処分を受けたが、交通事故による取消処分にも該当していた場合）
- ・ 基準該当初心運転者で、再試験を受けるべきであったにもかかわらず、一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けたため、再試験を受けなかった者は、特定取消処分者に該当せず、試験の一部免除を受けることはできない（法第97条の2）。

※ 「一定の病気」とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気として、免許の拒否又は取消し等の事由とされている統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、そううつ病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、認知症、その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気をいう。

この「一定の病気」にアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒を加えたものを「一定の病気等」と総称している（法第90条第1項、第103条第1項）。

○ 取消処分者講習に関する規定の整備

公安委員会が免許の取消しに係る書面の交付をしようとしたにもかかわらず、不出頭や所在不明等で交付を受けなかった者が、運転免許試験を受けようとする場合は、過去1年以内に取消処分者講習を終了していなければならないこととされた（法第96条の3、第108条の2）。

<26年9月1日施行分>

14頁～15頁、22頁 環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備

環状交差点とは、車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であって、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。

環状交差点で左折等するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行し（法第35条の2）、環状交差点内を通行するほかの車両等の進行妨害をしてはならず、環状交差点に入ろうとするときは、徐行する（法第37条の2）などの交通方法が定められた（公安委員会の交通規制につき法第4条、合図の義務

につき法第53条、自転車横断帯の進行につき法第63条の7)。

罰則：法第35条の2違反につき、2万円以下の罰金又は科料（法第121条）

法第37条の2違反につき、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（法第119条）

法第53条違反につき、5万円以下の罰金（法第120条）

<27年6月1日施行分>

99頁～100頁 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における再取得した免許に係る免許証の有効期間に関する規定の整備（法第92条の2）

- 一定の病気に該当すること等を理由に運転免許を取り消された場合、取消してから3年以内に免許を再取得した場合は、取り消された免許を受けた日から取り消された日までの期間と再取得した免許を受けていた期間は継続していたものとみなされることとされた。
- 災害、海外旅行等のやむを得ない理由のため免許証の更新を受けられなかった場合に、効力を失った免許を受けていた期間と再取得した免許を受けていた期間が継続していたとみなされることとなる再取得までの期間の上限を3年まで延長することとされた。
- 免許を受けていた期間が継続していたとみなされる者が免許を再取得した時に交付される免許証に係る「更新日等」の意味は、再取得しようとする免許の適性試験を受けた日の直前の誕生日（適性試験を受けた日が自分の誕生日である場合は、適性試験を受けた日）の前日とすることとされた。

113頁～123頁 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備

信号無視などの一定の危険な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者（悪質自転車運転者）は、公安委員会の命令を受けてから3月以内の指定された期間内に講習を受けなければならないこととされた（法第108条の2第1項第14号、第108条の3の4）。

罰則：受講の命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金（法第120条第1項第17号）

自転車運転者講習の受講命令の要件となる危険行為【14類型】（令第41条の3）

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥ 遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等
- ⑧ 交差点優先車妨害等
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年6月17日法律第40号）

<27年6月17日施行分>

133頁 運転免許の仮停止の対象範囲の拡大

仮停止の要件が見直され、交通事故現場を管轄する警察署長は、自動車の運転手が、酒気帯び運転又は過労運転等をし、よって交通事故を起こした場合には、人を死亡させたときに加え、人を傷つけたときにも仮停止をすることができることとされた（法第103条の2第1項、第107条の5第10項）。

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年11月13日政令第310号、25年12月1日施行）

111頁 外国運転免許証制度

外国運転免許証制度により、我が国と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国としてスロベニア共和国及びモナコ公国を加えることとされた。また、イタリア共和国がジュネーブ条約に基づく国際運転免許証を発給することとなったため、外国運転免許証制度から同国を除くこととされた。

したがって、外国運転免許証制度の対象となる国又は地域は、スイス連邦、スロベニア共和国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、台湾である（令第39条の4）。

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成26年3月14日政令第63号）

<26年3月14日施行分>

33頁 緊急自動車の追加

原子力災害等に係る防災車が緊急自動車の指定対象として追加された（令第13条1項第12号）。

<26年9月1日施行分>

103頁 臨時適性検査を行う要件である基準行為の追加

臨時適性検査を行う要件である基準行為として、法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為（令第37条第1項第11号）が追加された（令第37条の7）。

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成27年1月23日政令第19号、26年6月1日施行）

62頁、66頁 呼気検査の方法の追加

従来の風船を膨らませる方法のほか、呼気を機器に直接吹き込ませる方法（直接採取方式による検知機器の使用）が追加された（令第26条の2の2）。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年11月27日法律第86号、26年5月20日施行）

76頁～82頁 新法の制定

刑法から自動車運転過失致死傷罪と危険運転致死傷罪の規定を抜き出し、新たな類型を追加するなどして、悪質・危険な運転者に対する罰則を強化した「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が制定された。これにより、刑法第208条の2（危険運転致死傷罪）及び刑法第211条第2項（自動車運転過失致死傷罪）は削除された。

自動車運転死傷処罰法の主な内容は次のとおり。

第2条（刑法の危険運転致死傷罪を新法に移し、さらに1類型を新設）

次の第1号～第6号に掲げる行為により、人を死傷させた場合

罰則：致死は1年以上の懲役（最長で20年）

致傷は15年以下の懲役

〔従来の危険運転致死傷罪〕

第1号） アルコール又は薬物の影響により、正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為

- 第2号) 進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
- 第3号) 進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
- 第4号) 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- 第5号) 赤信号等を殊更無視し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

[新設された1類型]

- 第6号) 通行禁止道路を進行し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

第3条 (危険運転致死傷として新設)

アルコール又は薬物若しくは運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で自動車を運転し、よって正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合

罰則：致死は15年以下の懲役

致傷は12年以下の懲役

第4条 (過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として新設)

アルコール又は薬物の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、人を死傷させ、その時のアルコール又は薬物の影響の発覚を免れる行為をした場合

罰則：12年以下の懲役

第5条 (過失運転致死傷・従来の自動車運転過失致死傷と同じ)

自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた場合

罰則：7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

第6条 (無免許による刑の加重を新設)

以下の場合に無免許であったときは刑が加重される。

第2条の罪（3号以外）を犯し負傷させた場合、第3条の罪を犯し死亡させた場合

15年以下の懲役→6月以上20年以下の懲役

第3条の罪を犯し負傷させた場合、第4条の罪を犯した場合

12年以下の懲役→15年以下の懲役

第5条の罪を犯した場合

7年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金→10年以下の懲役

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第291号）の施行（平成27年4月1日）に伴う代行業法・同法施行令の改正

155頁～156頁 都道府県知事の行う事務

平成27年4月1日以降、改正後の代行業法第28条及び同法施行令第7条の規定により、国土交通大臣に係る権限が、都道府県知事に移譲されることとされた。これらの解釈及び運用上の留意事項等については、警察庁の通達（平成27年3月4日付丙交企発第41号等「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の解釈及び運用等について」）を参照。